

(案)

令和6年(2024年)9月●日

長野県知事 阿部 守一 様

公立大学法人長野県立大学評価委員会

委員長 山沢 清人

意 見 書

公立大学法人長野県立大学に係る地方独立行政法人法第56条第1項において準用する第49条第2項の規定による役員の報酬等の支給の基準についての本委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1
- 2